



令和2年(ワ)第462号 遺産分割審判に対する抗告事件

〔原審・大阪家庭裁判所令和元年(家)第40109号(以下「甲事件」という。),

同第40110号(以下「乙事件」という。)]

決 定

抗 告 人 (原審両事件申立人)

A

(以下「抗告人 A」という。)

抗 告 人 (原審両事件申立人)

B

(以下「抗告人 B」という。)

抗告人両名手続代理人弁護士

齋 藤 浩

相 手 方 (原審両事件相手方)

C

同 手 続 代 理 人 弁 護 士

同

本籍

最後の住所

原 審 甲 事 件 被 相 続 人

D

(登記記録上の氏名)

(昭和 年 月 日死亡)

本籍

最後の住所

原 審 乙 事 件 被 相 続 人

E

(平成 年 月 日死亡)

主 文

- 1 原審判を取り消す。

2 本件を大阪家庭裁判所に差し戻す。

理 由

第1 抗告の趣旨及び理由

別紙抗告状及び「抗告の趣旨の追加申立および抗告の理由」と題する書面（各写し）記載のとおり

第2 当裁判所の判断

1 本件申立ての取下げの効力について

抗告人らが令和2年2月4日にした本件申立ての取下げが効力を生じないことについては、原審判の「理由」欄の1（原審判2頁12行目から20行目まで）説示のとおりであるから、これを引用する。

2 原審判に至る経緯

一件記録によれば、次の事実が認められる。

(1) 相続の開始、相続人及び法定相続分並びに遺産の範囲については、原審判の「理由」欄の2及び3（原審判2頁21行目から3頁5行目まで）記載のとおりであるから、これを引用する。

(2) 抗告人らは、相手方に対し、平成30年1月11日、本件審判に係る調停（以下「本件調停」という。）を申し立てた。

(3) 抗告人らは、令和元年7月23日の第10回本件調停期日において、原審甲事件被相続人の遺産である原審判別紙遺産目録1記載の不動産（以下「本件不動産」という。）の評価額については、同目録記載1の土地（以下「本件土地」という。）の平成29年度の固定資産評価額1322万4000円を0.7で割り戻した1889万1429円から同目録記載2(1)ないし(5)の建物の解体費用相当額200万円を控除した1689万1429円が相当であると、原審乙事件被相続人からの抗告人Bの特別受益を150万円、相手方の特別受益を310万円であるとして、抗告人らが本件不動産を持分各2分の1の割合で共有取得し、相手方に対して代償金を支払う方法による

分割を希望した。

- (4) 相手方は、同年9月5日、上記(3)の本件不動産の評価額を相当であるとし、原審乙事件被相続人からの抗告人 B 及び相手方の各特別受益についても上記(3)と同額であることを前提として、相手方が本件不動産を取得し、抗告人らに対して代償金を支払う方法による分割を希望する旨の主張書面を提出した。
- (5) 抗告人らは、同年10月31日、抗告人 A が本件不動産を単独取得することを希望する旨の主張書面を提出した。
- (6) 本件調停の調停委員会を構成していた原審裁判官は、同年11月1日の第12回本件調停期日において、抗告人らと相手方の本件不動産の取得希望が競合していずれとも決め難いとし、本件不動産の評価額について入札を行い、高額の入札をした方に本件不動産を取得させることを提案し、入札期限を同年12月6日と定めた。そして、相手方は、同月5日、本件不動産の評価額を2300万円とする入札をした。
- (7) 抗告人らは、同月6日の入札期限に入札しなかったが、同日、原審乙事件被相続人からの相手方の特別受益は1800万円であると主張を変更するとともに、本件不動産の取得希望についても上記(3)のと通りの共有取得に再度変更し、本件不動産の評価額については同月13日の第13回本件調停期日において主張する旨の主張書面を提出し、追加資料として甲25ないし27を提出した。
- (8) 抗告人らは、同日の第13回本件調停期日において、本件不動産の評価額を2550万円とする旨主張した。結局、同調停期日において、本件不動産の評価額及び取得者並びに原審乙事件被相続人からの相手方の特別受益の額について当事者間に合意が成立する見込みがなく、調停が成立しないものとして本件調停は終了したが、その際、原審裁判官は、抗告人らに対し、本件不動産の評価額や取得者について主張があれば、令和2年2月5日の第1回

本件審判期日までに提出するよう指示し、抗告人らは、これを了承するとともに、同年1月29日までに相手方の特別受益についての主張立証を尽くすと述べた。

(9) 抗告人らは、本件調停が不成立となって本件審判手続に移行した後の令和元年12月25日、原審乙事件被相続人からの相手方の特別受益は2,399万9,947円であると主張する主張書面を提出した。

(10) 抗告人らは、令和2年2月5日の第1回本件審判期日に出頭しなかったが、原審裁判官は、相手方に対し、相手方において本件不動産の評価額を上記(6)の2,300万円とした上で単独取得する希望に変わりはないことを確認し、審理終結日を同月7日、審判日を同年3月19日とそれぞれ定めた。

(11) 原審裁判所は、同日、原審乙事件被相続人からの抗告人 *B* の特別受益を150万円、相手方の特別受益を310万円とそれぞれ認定し、本件不動産の評価額を2,300万円とするのが相当であるとして、相手方が本件不動産及び原審乙事件被相続人の遺産である原審別紙遺産目録2記載1の預り金、抗告人 *A* が同目録記載2の金塊、抗告人 *B* が同目録記載3(1)ないし(4)の預貯金をそれぞれ単独取得することとし、相手方に対し、上記遺産取得の代償として、抗告人 *A* に対して8,32万3,796円を、抗告人 *B* に対して7,58万6,031円をそれぞれ原審判定の日から1か月以内に支払うよう命ずる旨の原審判をした。

3 判断

当裁判所は、次の点について更に審理を尽くさせるため、本件を原審裁判所に差し戻すのが相当であると判断する。

(1) 本件不動産の評価額について

前記2の認定事実によれば、本件不動産の評価額につき最終的には当事者間に合意はなく、原審判は、本件不動産の評価額を本件調停における相手方の入札額である2,300万円を相当であるとした。

しかし、当事者間で評価額の合意をしなかったときは、信頼のおける不動産業者や不動産鑑定士等の作成した査定書などの資料の提出を求め、場合によっては専門調停委員や参与員を関与させて意見等を聴取し、必要であれば鑑定の実施を検討するなどして、客観的に合理性のある評価額を定めるべきである。この点、原審判は、そのような審理を行うことなく、平成 年 月 日に締結された本件土地の隣地の売買契約書（乙12）から算出できる1㎡当たりの単価に本件土地の地積を乗じた2283万4863円に近い額であることを根拠とするにとどまり、他に根拠を示していないが、上記隣地は更地であるのに対し、本件土地上には築年数を経た棟の建物が存在しており、上記隣地の売買価格からそのまま本件土地の評価額を導き出すことには無理がある。

また、本件不動産の評価額を検討するにあたっては、本件土地上にある原審判別紙遺産目録1記載2(1)(2)(4)(5)の建物に設定された賃貸借契約について、遺産分割後、本件不動産の取得者に対して賃料や賃貸借契約終了事由等につきどのような効力が及ぶのかを考慮する必要がある。上記賃貸借契約は、相続開始後に賃貸人を原告人A、賃借人を相手方の子Xとして締結されており、定期建物賃貸借契約と表記されているが(甲15)、原審において、借地借家法38条、39条などの定める定期建物賃貸借に該当するのかや、上記の本件不動産の取得者に対してどのような効力が及ぶのかにつき検討されていない。

したがって、本件不動産の評価額について、更に審理を尽くすべきである。

(2) 本件不動産の取得者について

原審では、本件調停において、本件不動産の評価額について高額な入札をした当事者に取得させることとして入札を実施したところ、入札期間内に相手方だけが応札し、原告人らは応札しなかったことから、相手方に本件不動産を単独取得させることとして調停を成立させようとしたが、原告人らの承

諾を得られずに調停が不成立となった。原審判は、本件調停のこの入札の経緯を理由にして、相手方に本件不動産を単独取得させるのが相当であると判断した。

調停手続において、不動産の取得者を決定する方法として調停委員会が主催して入札を実施するに際しては、遺産分割事件を円滑に進行させ入札実施後に混乱が生じないようにするため、調停委員会と各当事者相互の間で、事前に入札の前提条件・方法・結果の取扱い等につき共通の認識を得た上で合意していることが必要である。特に、本件のように相続開始前に用途の明らかでない出金があつて、特別受益として遺産分割の中で処理されるのか、不当利得や不法行為として民事訴訟で対応するのが争いとなっている場合には、遺産分割の調停を成立させるときに、特別受益として取り扱わなかった用途不明金まで解決することになるのかにつき、当事者間で合意する必要があるから、入札実施前に調停委員会と各当事者相互の間で認識を共通にしておかねばならない。

しかし、本件においては、入札実施前に入札の前提条件・方法・結果に関する合意の存否やその内容を調停調書等に記載していないばかりか、入札実施後の調停調書等にも記載などしていないため、調停委員会と各当事者間に入札の前提条件・方法・結果の取扱い等に関する共通の認識や合意が存在していたことを認めることができない。

したがって、本件調停が不成立となったときに、調停手続において実施された入札の前提条件や結果等に当事者らが拘束される法的理由はないのであり、入札の結果が調停不成立後の審判手続に当然引き継がれることもない。

そして、審判において、本件不動産の分割方法を定めるに際しては、上記の建物賃貸借の効力、不動産の評価額、特別受益の存否と額等を確定させた上で、現物分割としていずれの当事者に取得させることがより合理的であるかを検討し、相続財産の範囲内で現物分割することができないため当事者間

の金銭的調整を要するのであれば、代償金の支払の要否と可否をも検討すべきである。原審においては、前提とすべきこれらの点につき審理が尽くされないまま審判している。

そうすると、本件調停は不成立により審判手続に移行したのであるから、本件調停における入札の経緯にかかわらず、本件審判手続において、上記の諸点について更に審理を尽くした上で本件不動産の取得者等を定めるべきである。

なお、原審判の別紙「本件不動産の入札の経過概要」は、原審担当裁判官の作成した陳述書の性格を有するものであり、その記載内容は事実の調査を経た記録からは認定できないものであるが、同記録からは、第1回審判期日前に当事者に提示したり提示することを予告したりすることなく、同期日において出席した相手方にのみ提示され、抗告人らにこの別紙の存在や同期日で提示したことを知らせないまま、審理終結日及び審判日を定め、原審判に至っていることがうかがわれる。抗告人らに同期日の調書につき閲覧謄写の機会があったとしても、原審判において入札の経緯を重要な事実として判断に用いるのであれば、抗告人らにも攻撃防御の機会を与えるべきであり、事実上抗告人らに反論等の機会を与えていないことは、審理の進め方として相当ではない。

- 4 よって、原審判を取り消し、前記3の点について更に審理を尽くさせるため、本件を大阪家庭裁判所に差し戻すこととし、主文のとおり決定する。

令和2年7月30日

大阪高等裁判所第9民事部

裁判長裁判官

永 井 裕



裁判官

上 田 日 出 子



裁判官

惣

脇

美奈子



これは謄本である。

令和2年7月30日

大阪高等裁判所第9民事部

裁判所書記官 中西 陽子